

絶縁監視装置

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

評価対象とした絶縁監視装置は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に規定する次の機材である。

①高圧回路の絶縁監視装置

種類(1)活線 $\tan \delta$ 測定方式

種類(2)直流漏洩電流検出方式

種類(3)零相電流・電圧測定方式

種類(4)部分放電検出方式

②低圧回路の絶縁監視装置

種類(1)I_{gr}方式

種類(2)I_{or}方式

2. 評価内容

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に適合する品質・性能が確保されている。
- (2) 適切な品質管理・製造管理が行われている。
- (3) 納入体制が整備されている。
- (4) アフターサービス体制が整備されている。
